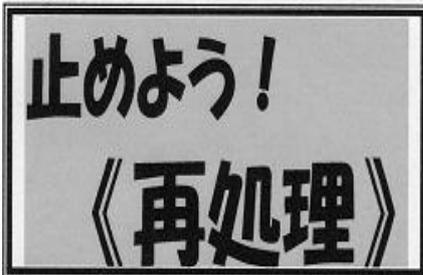


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) 三陸の海・岩手の会
郵便振替 02240-5-102650
ホームページ 《再処理/岩手の環境》
http://sanriku.my.coocan.jp/
《本紙の全バックナンバー掲載》



《天恵の海》
2017(平成 29)年
7月20日
第180号
編集事務局 S.Oshida
TEL・FAX 019-623-1636

福島原発刑事裁判開始 次の原発事故を防ぐために 事故責任を究明せよ!



東京地裁前集会

被害者側弁護士が罪状認定を冒頭陳述

我が国の検察官は、何をしているのか?

問われる日本の司法

当日テレビの伝えるところによると裁判は裁判長の「人定質問」から始まり、検察官役弁護士による「罪状認否」がなされ、同じく検察官役

弁護士による「冒頭陳述」が始まったといいますが、この模様は、参議院議員会館で行われた集会へ次々に報告されました。

憲法は「裁判は公開法で行う」といっているのか?

避難者十数万人、日本列島と周辺を強烈に被ばくさせた東京電力福島原発事故刑事裁判が、六月三〇日、東京地裁でやっと始まりました。業務上過失致死傷罪に問われた当時の最高責任者の三人は、お詫びの言葉を述べたが、「事故を予見する事は不可能であった」として「無罪」を主張しました。この裁判は、本来警察や検察が直ちに捜査に取り組むべき大事故でしたが、検察は不起訴とし、検察審査会が二回も「起訴相当」の結論を出してようやく始まりました。

集会の挨拶では、「一万四千人の告訴告発人による全国注視のこの公判が何故五四人しか入れない法廷なのか」と語られ、「入場の際にワンピースのすそに手を入れられたり、Tシャツをめぐるボディチェックをされた」「マスコミにも、撮影も録音も許さないし弁護士には渡す『要旨告知書』のコピーも認めない」など、こんな姿の裁判で良いのかと憤りが語られました。

当日朝、裁判所の五四席分の傍聴券に並んだ人々は七〇人以上。告訴団と支援団に結集する市民は裁判所前で集会を行い、さらに参議院議員会館で集会を開催しました。福島原発事故はあまりに大きな事故で絶対に繰り返されてはなりません。そのためには徹底的な真相究明と責任の追及がなされねばなりません。

検察当局は証拠をいっばい確保していた。「冒頭陳述」について海渡雄一弁護士は、検察当局が、何故、これだけの証拠資料を集めながら起訴しなかったのか不思議だと述べた次のように報告しました。

インターネットで報道されている情報を集め記事としました。

「冒頭陳述」について海渡雄一弁護士は、検察当局が、何故、これだけの証拠資料を集めながら起訴しなかったのか不思議だと述べた次のように報告しました。

ホームページ
<https://shien-dan.org/>

検察審査会が頑張り
検察官役弁護士側が証
拠物を精力的に点検し
たので、被告三人の罪状
と東電の事故責任を立
証出来ることになった。
危うくヤミからヤミに
葬りさられるところで
あった。被告の三人は東
京電力の土木評価グル
ープから、十数人の巨大
津波が来襲するとの予
測値の報告を受けてい
た。社内的重要会議で何
回も審議し対策案も出
来ていたのに、途中で首
脳部が方針を変えてし
まい、対策を実行しな
かった。

「証拠奪旨」も読み上げ
この日の公判で『証拠
奪旨』も指定弁護士が読
み上げました。海渡弁護
士はそれら証拠物には、
例えば、東電が事故四年
前には津波対策を行っ
ていたことを示す書類
やメールがあり、さらに
は波高一五・七メートルの津波
予測評価後の、二〇〇九
年四月に作製された、高
さ一〇メートルの鉛直
防潮壁の設計図面など
もあると述べました。

冒頭陳述書はマスコミ
や裁判支援団のホームペ
ージで見られます。

冒頭陳述の要旨

原子炉を停止せれば事故は防げた

問われているもの

人間は自然を支配出来
ない。しかし被告人らが原
子力発電を設置・運転す
る者として注意義務を尽
くしていれば事故を回避出
来たのではないか。
本件の争点について

海抜一〇メートルの地盤に建
つ本件原子炉を守るには
波高十メートルを超える津波対
策が必要であり間に合わ
なければ停止するべきで
あった。被告らは予見出
来なかったというが、遅
くとも二〇一一年三月初
旬には予見出来た。

津波対策の経過

一九九五年一月一七日、
阪神淡路大震災が発生し
「地震防災対策特別措置
法」が制定され、国は耐
震対策や津波対策を強化
した。一九九八年には七
省庁策定の「津波災害予
測マニュアル」が公表さ
れ、二〇〇二年には文科
省地震調査研究推進本部
が設置され地震調査委員
会も置かれた。

この委員会が地震や津
波の「長期評価」が策定

され二〇〇四年原子力安
全保安院は各原発事業者
に「改訂新指針」による
耐震バックチェックを指
示した。

東京電力の対応

二〇〇七年七月一六日
新潟県中越沖地震が発生
し、東京電力柏崎刈羽原
発は七機全部が止まり、
場内変電所では火災が発
生した。

東京電力では原子力・
立地本部設備管理部内に
『新潟県地震対策センタ
ー』が置かれ福島第一第
二原発の津波安全評価を
含む耐震バックチェック
を進めた。その本部長を
相次いで務めたのが武黒
武藤被告である。そして
勝俣会長のもとで開催さ
れる「中越沖地震対応打
ち合わせ」という最高経
営会議で耐震などが話し
合われた。

二〇〇七年の「同打ち
合わせ」では、国の「地
震長期評価」に基づいて
波高七・七メートル以上と想定
される津波予測の報告
を受け、二〇〇八年三月
一八日には子会社「東電

設計」から「二五・七メ
ートルの波高値を示された。こ
の結果をうけ、東電担当
グループは高さ一〇メー
ートルの防潮壁の設計など
を本部長の決裁を受けて
子会社「東電設計」に発
注した。

被告らの方針転換

しかし、同年七月三一
日になって本部長の武藤
被告は「防潮堤建設は土
木学会に相談してから」
とし着工させなかった。

その後二〇〇九年の「打
ち合わせ」でも結論が出
ず、二〇一〇年八月から
四回ほどあったワーキン
ググループ会議が本部長
などに津波対策を進言し
たが進展はなかった。

二〇一一年三月七日に
原子力安全・保安院の審
査室長のヒアリングを受
けたが、室長は「早急な
津波対策」を指示した。
しかし、東京電力として
何らの対応を行う事はな
かった。その四日後に大
津波が福島原発を襲い、
事故に発展した。

まとめ

このように社内
では波高評価と防潮壁建
設など対策を立案してい
たのにその対応策を実施
しなかった。これは被告
人の大きな過失であり責
任は逃れられない。
(要約 当会編集事務局)

(茨城県)

津波防潮堤は、原発に加え
再処理工場にこそ必要

東海村に近接する二つの核施設



水めがね

学生時代を水戸で過
ごしたので、昔の東海村
を知っている。松林が
延々と続く風光明媚な
砂浜をさまよった。あれ
から半世紀、原子力施設
の後始末が語られてい
る。再処理工場の撤去に
は「約七〇年間、一兆円
以上」と報道された。

◆そして奇異なのは、東
海第二原発の方を津波
防潮壁で囲んで再稼働
させるといふ計画。根本
からおかしい。三陸大津
波の経験から考えると
巨大な防潮堤ならまだ
しも、砂浜に建てる防潮
「壁」くらいでは耐えら
れない。そして古い東海
第二原発は今更再稼働
させる必要はさらさら無
い。停まったままにして
置く方が事故が防げる。
◆しかし、再処理工場の
方は廃止を決めても超危
険な廃液が取り残された
ままになっている。「高放
射性廃液」は人が近づけ
ば即死する程の高レベル
液体状では運び出せない。
耐えず冷却し、発生する
水素を掃気しなければ沸
騰し漏れ出す。「ガラス固
化」するには一二年半か
かると公表された。◆福
島原発刑事裁判で日本
海溝発の大津波の知見
が明らかになってきた。
緊急を要するのは、「高
放射性廃液」の事故対策で
あり、防潮堤がより必要
なのは再処理工場の方
ではないのか? (畠)